女川町建設工事競争入札参加心得

(趣旨)

第 \prod L١ . 囲丁 則 う。) 規 女 則第十二号) 及び女川町建設工事執行規則(昭和三十九年規則第 Ш とい に 町 参加する者 う。) その他法令 が 発 注 する (以下「入札 建 設 工 亚 事 びにこの心 の 者」という。) は、 般 競 争 得を λ 札 遵 守 及 び 指 なけれ 名 競 女 川 争 入 町 ば 財 な 札 5 務 (以下「 な 規 則 ١J 八号。 昭和五十年 競 以下「執 争 λ

(入札参加の失格)

第 ると 一条 き は λ 八札者 失格として、入札又は再度入札に 又はその代理人(以下 入札 者 参加することができな 等」という。) は、 次のい ١J ず れ か に 該

- は 政 入 札 未 成 令 年 者 者 が入札期 لح l1 であって、契約締結のために必要な同 . う。) 日におい 第百六十七条の四の て、 地 方自治法 規定に該 施 行令 (昭和二十二年政令第十六号。 当するとき(被補 意を得ている者は 助 除く。 被 保佐 以 又
- 入 札 競 な < 期 な つ 日 札 に た に ع お お き。 しし いて、入札者が執行規則第四条に規定する競争入札に参加する 7 同 規則第六条の規定により工事執行者が定め公告し た 資 箵 格 及
- 札 期 お しし て、 入 札 者 が 指 名 競 争 入 札 の 指 名 を 取 IJ 消 2 れ た とき。

兀 五 生 期 期 の 手 申 続 立 開 て お お 始 を 61 61 **て**、 て、 L の 申 て 会 社 L١ 入 札 立 て る を 更 لح 者 き 又 正 が L 法 て 女 (昭 11 は ||民 る 町 とき。 和二十七年法 か 事 再 5 指 生 法(平 名 . 停 止 成十一年法 律第百七十二号) に基づき更生手 を受け 7 ١J 律二百二十五号) に基 る 期 間中であると

札 期 に お 61 て 銀 行 取 引 停 止 لح な つ た لح

理 が 札 者 の 委 任 状 を 提 出 L な 61 لح き。

八七六 λ 札 者 が 入 札 保 証 金 又 は λ 札 保 証 金 に 代 わ る 担 保 を 提 供 L な しり لح た だ 入

札 入札 保 証 金 者が、正当な理 の 納付を免除 由 され 「 が な たときは、 く、指定 された日時及び場所に入札書 この 限 IJ で な しし を提 出 U な ١J

+ 九 入 札 者 等 が、 競 争 入 札 の公告又 は 指 名 の 通 知 に示 L た 入 札 参 加 条 件 に 違 反 たと

とき。

き。

+ -最 低 制 限 価 格 を 設 け た 場 合に お しし て、 λ 札 者 等 が、 当 該 最 低 制 限 価 格 を 下 回 る λ

札 を 行 つ た とき

る た 律 لح 第五十 など入 き。 入 札 四 札 者 「 等 が、 号。 に 際 以下 U 公正 私 的 な 独 独 占の 価 禁 格を 法 禁 ح 11 止 害 し、若しくは不正の利益 及 う。) び公 正 に 取 抵 引の 触 する 確 保 行 に関 為その を図る目 する 他 法 の 不 律 (的 正 昭 を の 和 も つ 行 **+** 為 て を 連 行 年 合 法 す

札 者 等 が 正 常 な λ 札 の 執 行 を 妨 げ る 行 為 を L た とき。

四 札 執 行 者 が λ 札 者 等 が 次 の 61 ず れ か に 該 当 す る と し て、 失 格 とした とき。

禁 法 に 抵 触 す る 行 為 そ の 他 の 不 正 の 行 為 を 行 つ た お そ れ が あ る لح き。

正 常 な λ 札 の 執 行 を 妨 げ る 行 為 を す る お そ れ が あ る لح き。

札 保 証 金

第 こ に 代 札 者 る 等 担 保 は を 提 入 札 供 b の 前 な け に、 れば そ の ならな 見 積 る しし λ 札 た だだ 金 額 し、入札 の 百 分 保 の 証 五 金 以 の 上 全 の 部 λ 又 札 は 保 証 部 金 を 又 免 は

除 さ れ た 場 は の 限 1) で な 61

λ

終

了

後

に

還

付

す

る

- 2 λ 札 証 金 又 は こ れ に 代 わ る 担 保 は、 落 札 者 に は 契約 締 結 後 に、 落 札 者 以 外 の 者 に は
- 3 設 落 計 札 义 者 「 が 契 書 等 約 の 取 を 扱 締 等 結 し な ١J لح き は、 入 札 保 証 金 又 は こ れ に代 わ る 担 保 は 町 に 帰 属 す る。
- 第 四 入 札 者 等 は) を この 心 得 、 現 場 説 明 事 項 書 义 面、 仕 樣 書 及 び 添 付 書 類 等 以 下 設
- 2 計 义 λ 札 書 者 等 等 は لح しし 設 う。 計 义 書等 熟 覧 に の つ 上、 ١J て 疑 入 札 義 Ĺ が な あるときは、入札公告、 け れ ば な 5 な **!** 指 名 通 知 又 は 設 計 义
- 書 (以下「 等は 入札公告等」とい う。) に定めるところにより の貸出しを して 質 問を すること は が 貸 で き る。 を 受
- け た 札 設 者 义 書 等は 閲覧に供して 指 定 の 期 間 いる設計図書等 内 に 返 却 しなけ れ ば な らな l I ١J る場合 に 出

3

- 4 で き 入 札 る 者 等 は 入札公告等に ょ り指定され た 場 所で設計 図書 等 を 有 料 で 複 写 す るこ لح が
- 5 る な け λ 札 者 れ ば 等 な 5 は な 配 L١ 布 され ただ た L 設 計 入 札 义 公 書 告 等 等 を に λ 札 指 示 に が 持 あ 参 る ŕ 場 合 入 札 は 執 こ 行 の 者 指 の 指 示 に 示 ょ に る 従 こ 61 لح 返 لح 還 す

λ 札

- 第 五 广 代 理 入 札 人 を の 前 も つ に 提 て 出 札 L する な け れ 場 合、 ば な 代 5 理 な 人 L١ は、 入 札 に 関 す る λ 札 者 か 5 の 委 任 状 を 持
- 2 λ 札 は 執 行 規 則 第 + 四 条 に 定 め る 樣 式 に ょ る も の とし、 λ 札 者 が 記 名 押 印 な

け れ な 5 61 代 理 人 が 札 を 提 出 す る 場 合 に あ つ て は 委 任 者 を 併 記 の 广 代 理

氏 名 を 載 す る لح に 押 印 な け れ ば な 5 な しし

3 正 は 提 認 出 め す る な 61 λ 札 ま た、 の 既 記 に 載 提 事 出 頂 の た 訂 λ 正 札 は 書 訂 の 正 訂 印 正 を 及 押 び 囙 差 す L ることと 替 え 並 び す に る 再提 が、 出 は 札 認 金 め 額 な の

4 札 は 入札公告 等 又 は λ 札 執 行 者 の 指 示 に 従 しし 提 出 L な け ħ ば な 5 な 61

5 札 者 等は 等 は 入札公告 入 札 に 際 λ より、 札 に 使 用 す る 印 鑑 を 持 参 U な け ħ ば な 5 提出 な L١ を求

た لح きは 札 者 λ 札公告等 又は 等 に λ 札 執 行 者 の 金 指 額 示 に に 対 従 応 l1 た工事 提 出 L 費内 な け 訳 れ ば の な 5 な しし

札

U

め

5

れ

7 前 項 の I 事 費 内 訳 は 返 戾 L な L١

6

札 の 辞 退

第 六 条 札 者 等 は 入 札 書 提 出 前 に 限 1) 次 の 61 ず れ か の 方 法 に ょ 1) l1 つ で も λ 札 を

辞 退 す る こと が で きる も の لح す る。

λ 札 執 行 前 に 辞 退 す る 場 合 は、 λ 札 辞 退 届 別 紙 樣 式 を λ 札 執 行 者 に 直 接 提 出 す

る。

札 執 行 中 に 辞 退 す る 場 合 は、 λ 札 辞 退 届 又 は そ の 旨 を 明 記 L た λ 札 を λ 札 執 行

者 に 直 接 提 出 す る

三 目 の 札 を辞 退 た者は、 再 度 λ 札 に参加することは で き な **l** ,

2 札 を 辞 退 た 者 は 札 の 辞 退 を 理由として以 後の 指名等に お 61 て 不 利 益 な 取 扱 l1

を け る で な い

確 保

第 七 入 札 者 等 独 禁 法 等 に 抵 触 す る 行 為 そ の 他 の 不 正 行 為 を 行 っ て は な 5 な l1

- 2 札 意 入 札 思 札 者 者 な 「 等 は どに 等 は つい 落札者の決定前 λ て、 札 に しり 当た か な り、競 る に、 相 談 争 他 も を 行 の入札 制 わ 限 ず、独 す 多加 る 目 自に入札 的 者に対して入札価 で 他 の 価格 入札参加 を定 めなけれ 格を 者と入 意 札 义 ば 的 価 な に 格又は らな 開 示 ١١
- て な 5 な い

3

4 情 報 札 に 者 つ 等 ١J て、 は 指 名 λ 札 前 の 状 に 況、入 組 織 的 札 に 意 情 思 報 等 交 の 換 適 しては 正 な 入 ならな 札 の 執 しし 行 に 支 障 が あ る お そ れ の あ る

札 の 延 知期 等)

第 き れ 八 は 条 な 61 入 λ お 札 そ 札 執行者は、 を れ 延 が 期 あ L るとき若しくは 中止 天 災、地 変等により入 又 は あっ 取 り消すことが たとき又は 札の 執 そ 行 あ の が る。 他 困 き 難 む なと を 得 き、 な λ しし 事 札 由 が が 適 生 正 じ に た 行 لح わ

開 札

も

の

لح

す

る。

第 九 条 開 札 は λ 札 の 終 了 後、 直 ち に 当 該 入 札 場 所 に お しし て λ 札 者 立 会 しし の も لح に 行 う

2 女 入 札 Ш を 町 行っ 職 員 た の 者 立 会 が せ 61 む の を 下 得 に ず 行 う 立 ち も 会 の え لح す な ١J る لح き は 当 該 λ 札 事 務 を 直 接 担 当 L 7 61 な

札 の 無 効 等

第 + 次 の 各 号 の 61 ず れ か に 該 当 す る λ 札 は 無 効 لح す る

同 名 に の 規 定 札 す に る お 競 争 61 に て 参 入 加 札 す 者 る 等 資 が 格 を 以 有 上 L の な λ l1 札 者 が を λ U た 札 ۲ し き。 た لح

- 三 入 札 内 容 に、 次 に 掲 げ る 事 例 等 の 重 大 な 不 備 が あ 1) λ 札 者 等 の 意 思 が 明
- 5 か で 認 め 5 れ る لح き
- 札 者 等 の 記 名 押 EIJ 及 び 訂 正 盯 を 欠 < λ 札
- 金 額 を 訂 正 た 札 又 は 金 額 の 記 載 が 不 鮮 明 な 入 札

誤

字、、

脱

字

等

に

ょ

IJ

意

思

表

示

が

不

明

瞭

で

あ

る

λ

札

- 工 事 名 等 錯 誤 が あ る λ 札
- 四 虚 偽 の 札 参 加 資 格 確 認 申 請 等 を行っ てい た λ 札
- 落 札 者 の 決 定
- 第 + 条 有 効 な λ 札 を 行 つ た 入 札者等のうち、 予 定 価 格 の 範 囲 内 の 価 格 で、 最 低 の 価 格
- を もっ て 札 を た 者 を落 札 者とする。
- 2 た 最 者 低 最 を 低 制 落 制 限 札 価 限 者 格 価 とす 格 以 上 を る。 の 設 価 け た 格 ۲ をもって入札した入札者等のうち、 きは、前 項 の規定に か か わらず、予定 最低 価 の価 格 の 格をもって入札し 範 进 内 の 価 格 で、
- 3 の 札 に 従 提 出 しし 後 必 に 要 λ な 札 類 加 を 資 提 格 出 の 確 な 認 を 61 لح 行 き う は、 場 合 に 入 札 お ١J 参加資 て、入札公告等又は 格が な l1 も のとみ 入札 なす。 執行 者
- 4 落 札 لح な る き 同 価 格 の 札 を L た λ 札 者 等が、二 人以上あるときは、 直ちに当 該 λ
- 5 札 前 等 項 に 場 < じ を 引 か て、 せ て < 落 じ 札 を 者 引か を 決 な め い る 者 が あ るときは、こ

れ

に代

わ

つ

7

当

該

入

札

事

務

- 6 を 担 な 女 Ш 町 職 員 が くじ を 引 < も ഗ لح す る。
- は 確 の た め 札 又 は 見 積 に 押 印 す る も のとする。

(再度入札)

- 第 + 行 う。 た だ 開 札 L L <u>ر</u> ` 予 定 予 価 定 格 価 を 格 あ 5 の 範 か じ 囲 内 め の 公 価 表 格 L の て しし λ 札 る が ときは な ١J لح き 再 度 は、 入 札 直 ち を行 に 再 わ 度 な の しし λ 札 を
- 2 は 再 度 こ の の λ 限 札 IJ で 回 な 数 L١ は 原 則 ع U て ー 回 とする。 ただ し、入札 執行者が必要と 認 め た 場 合
- 3 執 行 λ 者 札 項 第 が 及 必 六 び 要 号 再 ع 度 の 認 規 λ 札 め 定 に た に 場 ょ お 合 る 61 随 は て 意 落 こ 契 札 の 約 者 限 が の た IJ な で め 61 の لح な 見 き 11 積 は も 原 1) 合 則 ٢ わ せ U て、 は 行 政 わ 令 第 一 な **,** 百 六 た + だ 七 条 入 札 の

(契約保証金等)

第 + な 行 · 三 条 ٠, 規 則 第 た だ <u>-</u> 落 札 L 者は、 条 契 約 に 契 基 保 づ 約 証 < 書 金 契 の の 提 全 約 出 部 保 ح 又 証 同 は 金 に 時 に、 部 代 を わ 免 る 約 除 担 金 され 保 額 を の百分 た 場 納 付 合は、 ŕ の 十 又 は 以 こ 提 上 の の 出 限 契 U ij 約 な で 保 け な 証 れ しし ば 又 な は 5 執

(契約)

- 第 + 提 出 兀 条 L な け 落 札 れ ば 者 は な 5 契 な 約 L١ 書 に 記 名 押 囙 U 落 札 決 定 の 翌 日 か 5 七 日 以 内 に 入 札 執 行 者 に
- 3 2 落 落 札 札 決 者 定 が 後 前 項 契 に 約 規 締結前 定 す る ま 期 で 間 に 内 落 に 札者が 契 約 書 次の を 提 61 出 कु L れ な か L١ に ときは 該当す るこ 落 札 ح ح は そ な の つ 効 た 力 لح を き 失 は う。

契

を

締

結

な

しし

ことがあ

る。

未 成 者 で あ が っ て、 政 令百 契 六 約 十七 締 結 条 の た の 匹 め に の 規 必 要 定 に な 該 同 当 意 す を 得 る لح て き l 1 る 被 者 は 補 助 除 < ° 被 保 佐 人 又 は

落 札 者 が 女 Ш 町 か 5 指 名 停 止 を 受 け た لح

配 技 紨 者 の 出

第 者 + 届 は 五 出 条 該 に 条 ょ 札 件に適合する配 り入札公告等の指示に従 者 . 等 又 は 落 札 者は、 置 技 λ 術 者 札 公告等 の氏名及 い提出し に び所 ょ なけ IJ 持する 技 れば 紨 者 ならない。 資 の 格 配 等 置 を 条 別 件 に が 定 示 め さ る れ 配 て しし 罯 技 る 術 場

2 前 項 届 出 に は、 配 置 技 術 者 の資格を 証する免 許 証、資格者 証 の 写 し そ の 他 **の** 書 類

を 添 付 L なけ れ ば な 5 な 61

3 札 者 等又 は 落 札 者 が、入札公告等の 指 示 に 従 L١ 配 置 技 紨 者 届 出 書 を 提 出 し な 61 لح き

は 入 札 参 加 箵 格 が な しし も の لح み な す

4 届 出 届 出 書 を の 提 あ 出 つ た 配 た 札 技 紨 加 者 者 の の 資 格 し た が λ λ 札 札 は 公 告 無 等 効 لح で す 示 る。 U た 条 件 に 適 合 U な 61 لح き は 該

規 則 法 入 札 第 昭 +公 和二十 告等 九 . 条 第 に . 四 ょ 年 項に り技 法律 規 術 第百号)に 定 者 する の 配 契 置条件 約 定 めるところに 以下「 が 示 され 契 約」 7 ١J ょ と い な IJ l1 適 う。)を締結したとき 場 正に 合にお . 技 術 しし 者 を 配 落 置 札 者 は な は け れ 建 執 設

て、、

5

仮 契 約

5

な

61

第 + 0 六 取 決 得 又 得 は 請 処 て 負 か 分 契 に 約 5 関 契 予 約 す 定 る 額 の 条 効 が 力 例 五 千 が 生 昭 万 ず 和 円 るこ 三 十 以 上 九 ととなる の 年 場 女 川 合 は 町 の · 条 議 で、、 会の議 例 そ れ 第十 ま で 決 · 号) に の は 付 仮 規 すべ 契 定 き 約 に 契 の ょ 約 締 IJ 結 及 を 町 び 行 議 財 会 う

(下請負の制限)

第 + 七 者 は、 請 負 I 事 に 関 括 L て他 の 者に 委 任 又 は 請 け 負 わ t ては な

らない。

2 又 請 負 者 け 負 は わ 請 t 負 工 ては 事 な に 5 関 な ŕ L١ 工 事 執 行 者 が あ 5 かじ め 指 定 U た 部 分を 他 の 者 に 委 任

3 負 者 は 請 負 I 事 の 部 を 他 の 者 に 委 任 又 は 請 け 負 わ せ よう とす ると き は

工

事 執 行 者 の 承 認 を 得 な け れ ば な 5 な l1

4 は 又 者 請 は が け 負 負 者 直 部 が わ 接 落 せ 的 I ょ 札 種 に う 施 **の** とす た 工 下 請 請 で るときは、 き 負 負 な I で 事 しし か の つ 工 入 札 下 事 原 若 請 則 に 負 L 的 参 くは 金 に第三項に 加 額 U が 特殊工法 た 請 他 負 の 代 規 者 によ 金 定する承 に、 額 る工事等 の 請 概 負 ね 認 I 事 を 相 割 の L に 応 な の 満 部 r, 理 た を な 由 た 委 が だだ 61 任 場 あ 合 る 場 請 又

て

は

こ

の

限

IJ

で

な

61

5 的 請 は 負 請 第 者 負 特 負 者 金 殊 の が 額 項 受 Τ 請 注 に が 法 請 規 負 に 者 負 定 ょ 事 す 代 の の る る 金 λ 同 Т 札 承 額 事 又 は 認 参 の 等 概 加 を 相 者 上 ね L 応 位 五 な で ഗ 割 **!** あ ランクの 理 に るときは 由 ただし、 満 が たな ある 他 ١J 前 の者へ下請負 場合又は 請 場合については、 項 負者 の 規 が 定 工事 直 に 接的に しようとするとき(ょ の — る も 部 工 施工できない この のとする。) は 種 限りで の 下 請 な 他 I 負 事 の か 者 原 則 が

(異議の申立て)

第 の を 錯 誤 た 等 者 を 理 は 入 由 札 に 異 後 こ 議 を 申 の 心 U 得 、 立 てることは λ 札 公 告 等 、 で きな 指 名 l1 通 も 知 の 又 とす は 設 る 計 义 等

1

2

令甲第三十号)は、廃止する。
女川町建設工事制限付一般競争入札及び指名競争入札のの訓令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則

参

加心得(平成十二年女

]]]

町訓